

1

総 則

1 総則

1 解説

本指針は、水道法（昭和 32 年 6 月法律第 177 号）、水道法施行令（昭和 32 年 12 月政令第 336 号）、水道法施行規則（昭和 32 年 12 月厚生省令第 45 号）、水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月厚生労働省令第 101 号）及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年 3 月厚生省令第 14 号）並びに越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和 36 年 3 月条例第 5 号。以下「給水条例」という。）及び同条例施行規則（平成 10 年 3 月規則第 1 号。以下「施行規則」という。）に基づき、越谷市・松伏町において施工される給水装置工事について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施工を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この指針において、用いられる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 企業団とは、越谷・松伏水道企業団をいう。
- (2) 管理者とは、越谷・松伏水道企業団企業長をいう。
- (3) 指定工事業者とは、水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、管理者の指定を受けた越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事業者をいう。
- (4) 主任技術者とは、国土交通大臣及び環境大臣が交付する給水装置工事主任技術者免状を受けた給水装置工事主任技術者をいう。

3 給水装置工事の定義

給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事をいい（水道法第 3 条第 11 項）、これらの工事には、給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の全てが含まれる。また、工事には、調査、計画、設計、施工及び検査の一連の過程が全て含まれる。

ただし、製造工場内で行う給水管、給水用具の組立作業などは給水装置工事には含まれない。

4 給水装置の種類

この指針における、給水装置とは次のとおりである。

- (1) 専用給水装置 1（世帯・戸）又は 1 箇所専用するもの。
- (2) 共用給水装置 2（世帯・戸）又は 2 箇所以上で共有するもの。
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの。

5 給水装置の設置

- (1) 給水装置は、1 設置場所あたり配水管又は配水支管の 1 箇所から分岐して設置し、これに水道メーター（以下「メーター」という。）1 個を設置することを原則とする。
- (2) 給水装置は、給水装置工事申込者（以下「申込者」という。）又は前所有者から所有権の移転を受けた者の所有とする。

6 給水装置工事の種別

給水装置工事の区分は次のとおりとする。

- (1) 新設工事 新たに給水装置を設置する工事。
- (2) 改造工事 給水管の増径、管種変更、給水用具の増減及び変更等を行う工事。
- (3) 撤去工事 給水装置を全て撤去する工事。
- (4) 修繕工事 給水装置の原型を変えずに給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修繕する工事。

7 申込みの際に必要な費用

申込者は、加入者分担金（表 1-1）及び各種手数料（表 1-2 及び表 1-3 等）を納付しなければならない。

8 その他

この指針に定めのない事項については、別途協議する。

表 1-1…加入者分担金（税抜）

メーター口径	13mm・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額 (円)	220,000	430,000	1,440,000	2,450,000	6,300,000	12,000,000

表 1-2…各種手数料（非課税）

メーター又は 分岐口径	設計審査手数料 (メーター口径・個数による)	工事立会手数料 (分岐口径・箇所による)	工事検査手数料 (メーター口径・個数による)
25mm以下	2,000円	4,800円	1,000円
40mm以上	3,200円	7,600円	2,000円

表 1-3…その他手数料

特定集団住宅認定検査料	共用・子メーター各1個	1,000円（非課税）
特定集団住宅隔測メーター維持管理負担金	共用・子メーター各1個	15,000円（税抜）
指定給水装置工事事業者 指定手数料	1件	20,000円（非課税）

給水装置工事フローチャート(標準)

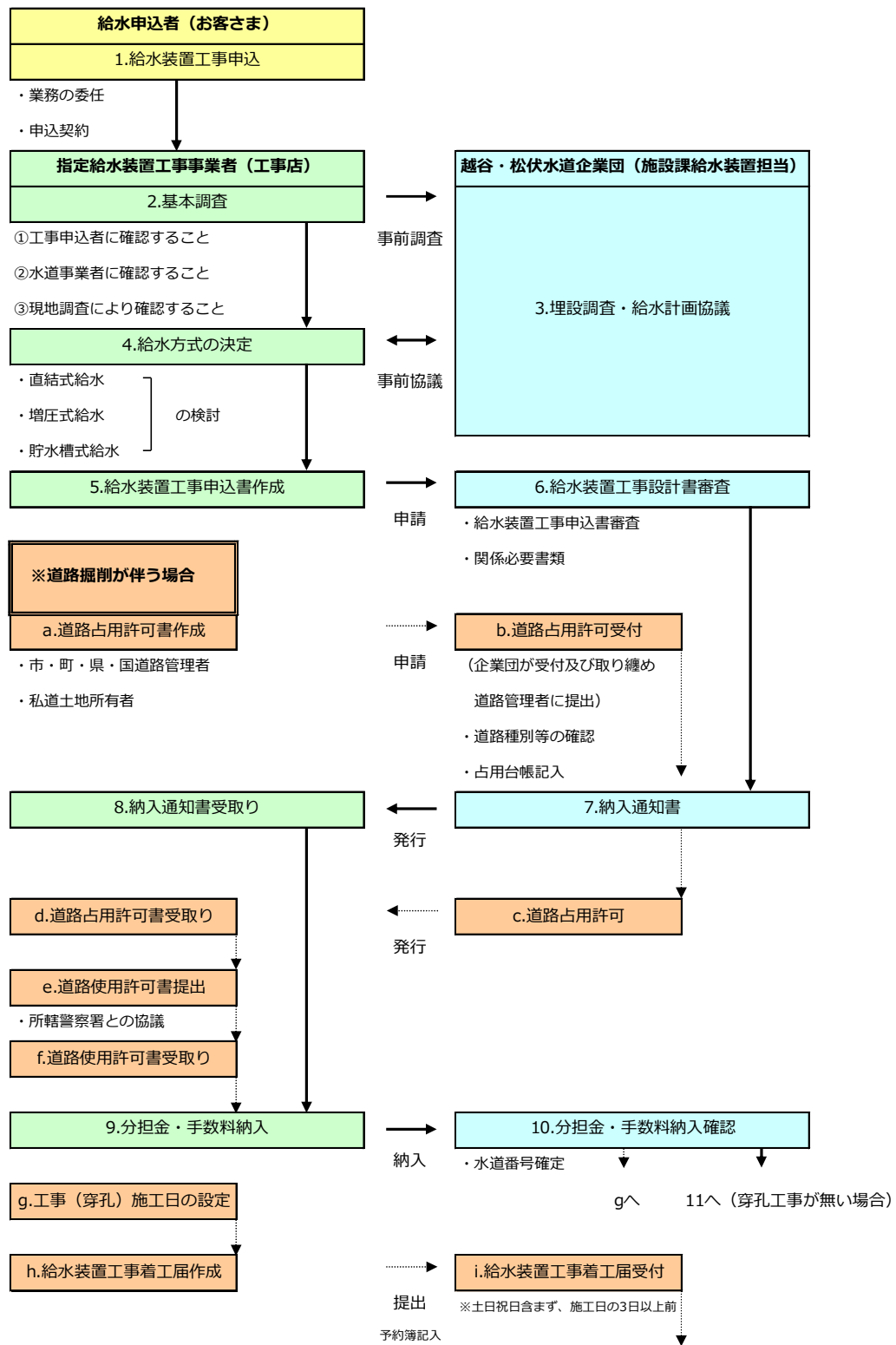


図 1-1…越谷・松伏水道企業団給水装置工事申込フローチャート

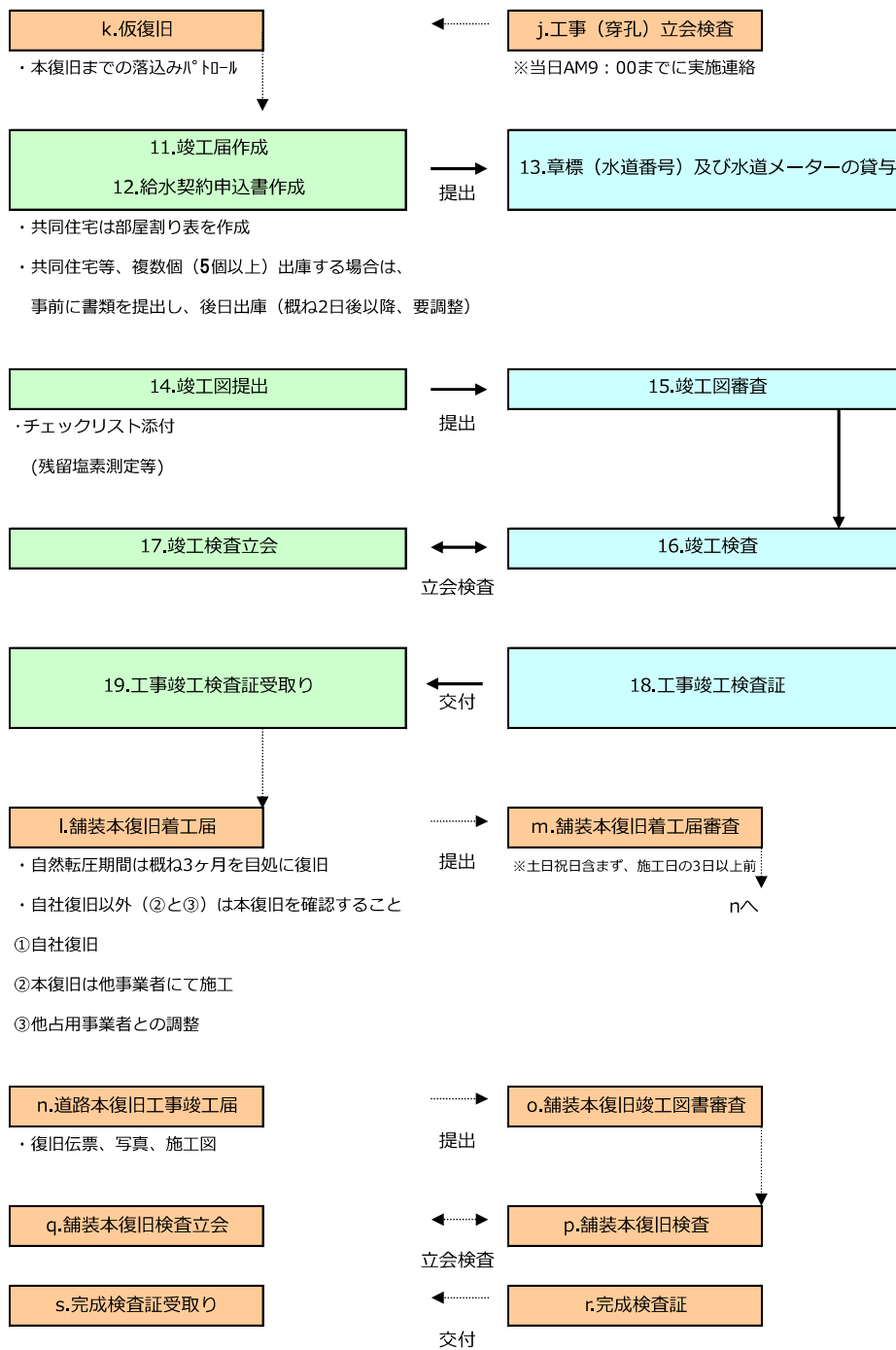


図 1-2…越谷・松伏水道企業団給水装工事申込フローチャート(続き)